

お知らせ

第 110 号

2015. 4. 1 発行

TEL 019-622-1038

FAX 019-622-1056

健康保険料率は引上げ・介護保険料率は引下げとなりました

◆ 平成 27 年度協会けんぽの健康保険料率は現行の 9.93%から 9.97%（岩手県）に引上げとなりましたが、介護保険料率は 1.72%から 1.58%に引下げとなりました。雇用保険料率につきましては変更ありませんので、平成 27 年 4 月 1 日現在の各保険料の料率は下表のとおりとなります。（健康保険組合にご加入の事業所様は料率が異なります）。

なお、例年より 1 ヶ月遅れの 4 月分（5 月納付分）からの改定となります。保険料改定に合わせ事業所様にお送りしている「保険料通知」は、4 月下旬の送付を予定しておりますのでよろしくお願い致します。

健康保険料率（岩手県）	介護保険料率	雇用保険（被保険者負担）	
岩手県	40 歳から 64 歳まで	一般	農林水産・建設
9.97%	1.58%	5/1000	6/1000

* 雇用保険料の免除

4 月 1 日現在、満 64 歳以上（昭和 26 年 4 月 1 日以前に生まれた方）については、4 月分から雇用保険料が免除になりますので、合わせてご確認ください。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

◆ 「マイナンバー」は、国民一人ひとりが持つことになる 12 桁の番号のことです。平成 27 年 10 月以降、住民票を有するすべての人に通知されます。平成 28 年 1 月から、年金、雇用保険、医療保険の手続き、確定申告などの税の手続き等、法律で定められた事務に限って利用されることとなります。

今のうちから計画的な取り組みが必要になります。別紙「マイナンバー制度対応スケジュール」をご確認の上、従業員の皆様への周知もよろしくお願い致します。

パート労働法の改正について

◆ 改正パート労働法が平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。パートタイム労働者の「雇用管理の改善等に係る相談窓口」が雇入れ時の文書交付等による明示事項に追加されるなどの改正があり、パートタイム労働者の「雇用契約書」や「雇入通知書」の見直しが必要になります。4 月 1 日以降の新規の契約・契約の更新の際には、前回お送りした「雇用契約書」のひながたをご利用下さい。

健康保険被扶養者異動のご確認を

◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。